

～線路内に流入した倒木を含む土砂等に衝突して脱線した事故～

鉄道事業者名：東日本旅客鉄道株式会社

事故種類：列車脱線事故

発生日時：令和元年6月28日 22時53分ごろ

発生場所：群馬県渋川市

上越線 渋川駅～敷島駅間（複線）

大宮駅起点98k246m付近

<概要>

東日本旅客鉄道株式会社の上越線高崎駅^{みなかみ}発水上駅行き4両編成の第757M列車は、令和元年6月28日、渋川駅を定刻（22時51分）に出発した。

列車の運転士は、渋川駅～敷島駅間を速度約76km/hで運転中、前方の線路上に倒木を発見したため、直ちに非常ブレーキを操作したが、線路内に流入していた倒木を含む土砂等に衝突して停止した。

列車は、1両目の前台車第1軸が左側に脱線した。

列車には、乗客約80名及び乗務員2名（運転士、車掌）が乗車し、乗客1名が負傷した。

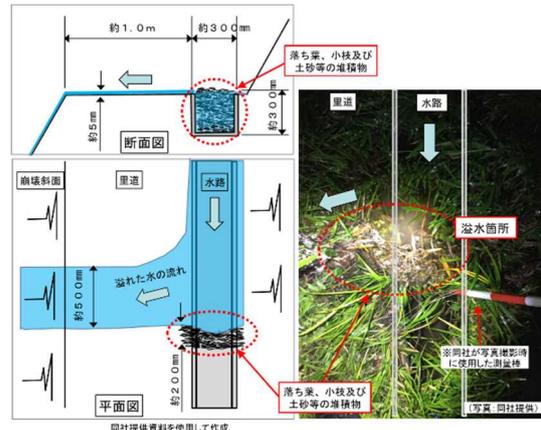
<事故現場付近の状況>



<崩壊した斜面の状況>



<崩壊斜面上部の状況>



<原因>

本事故は、鉄道沿線の斜面が崩壊したため、線路内に流入した倒木を含む土砂等に本件列車が衝突したことにより脱線したものと推定される。

斜面が崩壊したことについては、崩壊した斜面上部に敷設されている水路内に落ち葉等が堆積していたことから、同水路の通水機能に支障が生じ、この付近から溢れた水が同斜面へ集中的に流れ込んだため、斜面表土の含水量が多くなって同斜面が不安定な状態になったことにより発生した可能性が考えられる。

<再発防止のために望まれる事項>

事故現場において同種の事故を防止するためには、崩壊した斜面上部に敷設されている水路が落ち葉等の堆積物により通水不良となり、そこから溢水する等して同斜面へ水が流れ込まないように、本件水路の所有者（渋川市）は、本件水路の利用者を含めた関係者間で協議して、本件水路の通水機能が阻害されにくい構造の設備を整備するとともに、関係者と連携を図りながら設備の構造に応じた点検や浚せつ等の日常的な機能維持のための管理を継続して行うことが必要である。

また、東日本旅客鉄道株式会社は本件水路からの溢水等による被害に備え、崩壊した斜面には災害を検知するための設備の設置やのり面防護工等の対策等の措置を講じることが望ましい。

なお、同社用地外で措置等が必要になる場合は、必要に応じてその管理者等へ依頼や情報提供を行い、関係者間において対策を協議することが望ましい。

さらに、本事故を踏まえて、同社は本事故発生場所と同様の箇所（斜面上部に水路が敷設される箇所）の洗い出しを行うとともに、洗い出された箇所に対し通水設備の構造やその周辺の状況などに応じて、重点的な巡視・監視を要する鉄道施設箇所に設定するなど、事故の未然防止を図っていくことが望ましい。また、周辺の水路の存在に係るリスクに限らず、沿線の災害の要因となり得るリスクの調査及び評価を行うなどして不安定な箇所を可能な限り把握するとともに、これにより得られた結果を有効に活用して斜面の定期検査等において特に注意して検査を行うなど、事故の未然防止を図るための更なる取組を講じていくことが望ましい。

詳細は、運輸安全委員会ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/jtsb>) より、鉄道事故調査報告書をご覧ください。